

第11回「第7次出入国管理政策懇談会」 議事録

開催日時：平成30年6月4日（月）

午後1時から午後3時まで

於：法務省20階第一会議室

〔出席委員〕

田中座長、安富座長代理、青山委員、明石委員、市川委員、井上委員、岡部委員、奥脇委員、ロバーツ委員、高橋委員、滝澤委員、野口委員、村上委員

〔入国管理局側出席者〕

和田入国管理局長、丸山入国在留課長、根岸審判課長、君塚警備課長、田中参事官、片山国際室長兼危機管理室長、磯部難民認定室長、近江企画室長

1 開 会

○田中座長 それでは、これから第7次出入国管理政策懇談会第11回会合を開催いたします。

本日も御多忙のところ、委員の先生方には本懇談会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォースにおける検討状況と留学生に係る資格外活動許可違反の防止に向けた取組についてです。それぞれの議題について当局から説明をいただき、その後、委員の先生方から御意見をいただきたいと思っております。

議題に入る前に、前回の懇談会以降、入国管理局において幹部職員の異動がありましたので、事務局から紹介していただきます。

○事務局 入国管理局におきまして、本年4月1日付で異動した幹部が2名おりますので、事務局から紹介させていただきます。

初めに、片山国際室長兼危機管理室長でございます。

○片山国際室長兼危機管理室長 よろしく申し上げます。

○事務局 続きまして、菅野在留管理業務室長ですが、本日、所用のため欠席としておりますので、申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。

また、異動ではございませんが、本日、佐々木官房審議官と佐藤総務課長が所用につき欠席とさせていただきますので、この点も御了承いただければと思います。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

2 専門的・技術的分野における外国人材の受入れに関するタスクフォースにおける検討状況について

○田中座長 それでは、1つ目の議題である専門的・技術的分野における外国人材の受入

れに関するタスクフォースにおける検討状況について移りたいと思いますが、議題に入る前に、第1回会合において委員の皆様方に同意いただいた懇談会の議事の公表等についての理解を再確認させていただきます。

具体的には、議事録の公表と資料の公表の2点に関してです。

まず、この懇談会の会合自体につきましては、委員の皆様方に自由に御議論していただくため非公開ということにしております。そのかわりに、議事録につきましては、会合後に事務局において議事録案を作成し、御出席いただいた委員の皆様方に御発言内容を確認いただいた上で法務省のホームページに掲載して公表するというようにしております。

さらに、会合の資料につきましては、原則として全て公表するというふうにしておりますが、公になっていない資料を会議の場で御覧いただくこともありますので、その場合は、公表、非公表の判断をその都度させていただくということにしております。

本日、皆様のお手元にあります資料を御覧いただきますと、取扱注意となったものがあると思いますが、これは公になっていない資料でありますので、本会合の資料としては公表しないということで、法務省のホームページへの掲載も差し控えたいと考えております。また、委員の皆様方に自由に御議論いただくために、取扱注意という資料に関連する御発言部分も議事録で公表しない取り扱いにしたいと思いますが、御了解いただけますでしょうか。

それでは、御異議がないようなので、今申し上げた方法でさせていただきます。

それでは、この議題について近江企画室長から説明をお願いします。

○近江企画室長 企画室長の近江です。お手元に、今、田中座長からの御説明をいただいたとおりタスクフォースにおける検討状況というペーパーがございます。まず、タスクフォースにおける検討状況について御説明をさせていただければと思っております。

こちらは、前回の政策懇と重複しますので概要は簡単に御説明いたしますが、人手不足ということに対応するため、本年2月20日の経済財政諮問会議におきまして総理から、専門的・技術的分野における外国人の受け入れ制度の在り方について、制度改正の具体的な検討を進めるように官房長官と法務大臣に指示がございまして、その後、関係省庁間でタスクフォースを設置して協議を行ってきたという状況になっております。

2段目のほうの開催と検討状況ですが、大体今までタスクフォースと、課長級の幹事会を繰り返し行ってきましたが、最初は各種の業界の業種から人手不足のヒアリングをしまして、その後、労働政策の観点、外国人犯罪の観点などから各省の立場からの議論をしました。

先に申し上げますと、明日6月5日に経済財政諮問会議が開かれる予定になっておりまして、その場で、2月の経済財政諮問会議におきまして総理から大臣が指示を受けておりますので、検討状況の内容を御説明をして、その内容で骨太の方針に盛り込んでいただけないかというような議論が明日なされる予定になっております。

説明は以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、質疑、意見交換へ移りたいと思います。

今御報告いただいた内容について、御意見、御質問等あればいただきたいと思います。

奥脇委員，どうぞ。

○奥脇委員 質問を1点だけ，新しい制度については大体人数をどのぐらいの規模を見込んでの話なのかというのを伺いたいと思います。

○近江企画室長 まさに今回，業種がまだ決まっていないというところもありますので，恐らく業種別のニーズで人数も変わってくるかと思えます。

今回の考え方といたしましては，まず人手不足というところで受け入れていこうというスキームになります。何でもかんでも入ってきていいというものではありませんので，やはり日本人の雇用とか，これまでも守ってこなければいけない様々な部分があるかと思っております。そのために業所管のほうで，真に必要な分野なのかということで，いろいろな対策をとっても，なお外国人に頼らなければいけない部分なのかというところをしっかりと検証いただき，それを法務省に説明をしていただくこととなります。

そういう趣旨で，奥脇先生，もしかしたら心配されているのではないかと思うのですが，まずは業所管がしっかり必要性を見ていただいて，必要な数を入れていくという形になろうかと思えます。

○田中座長 奥脇先生，引き続いての御発言はございますか。

○奥脇委員 とりあえず結構です。

○田中座長 それでは，その他の御質問等ございますか。

滝澤先生。どうぞ。

○滝澤委員 非常におもしろい新しい制度で，私はポジティブに捉えていますけれども，1，2質問いたします。

私は，この制度を難民の受け入れに活用できないかということを考えていまして，1つの質問は，現に日本国内に恐らく1万人か2万人いる難民申請者で働いている人，つまり稼働許可を得て既に中小企業などで働いている人たちがこの制度に乗れるのか，ということです。これができれば，いわゆる「稼働目的の申請者」で雇用されていて日本語ができて技能もある者が新就労資格に移り，難民認定制度へ圧力が減る可能性があります。

もう1つの質問は，外国にいる難民について難民認定制度を通さずに労働者として日本に受け入れることに活用できるか，ということです。難民認定を受けませんからいろいろな制限はありますけれども，日本で働いて生活することができること自体が実質的な庇護になり，それは新しい難民受け入れの形・制度になり得ます。

このようなアイデアは国連でも議論されていることです。今年の秋には国連で「難民グローバル・コンパクト」が採択される予定ですが，その中で，難民認定を通さない合法的・代替的受け入れ制度，つまり第三国定住，留学生としての受け入れと並んで，労働者としての受け入れが挙げられています。それにより世界のより多くの難民を救おうということが提言される予定です。新制度を難民受け入れに活用するのは「難民グローバル・コンパクト」の精神にも合致し，かつ労働力不足の軽減にも役立つ「ウィン・ウィン」の政策，「日本型難民受け入れ」の一形態となり得ます。私の質問は，そういった活用法について何か問題があるかということです。

繰り返しますと，1つは，現に日本にいる難民申請者が，この新制度を活用できるか。もう1つは，新たに外国から労働者として難民を受け入れること，活用することについて

て何かの障害があるかということです。

○田中座長 それでは、お願いします。

○近江企画室長 滝澤先生、ありがとうございます。

今、日本にいる難民の方々に対する支援につきましてですけれども、今後、難民も含めてだと思えますけれども、外国人に対する受け入れ環境というのをどういうふうに整備していくかというところを、例えば生活とか労働、いろいろな面で生活者としての外国人というのが昔ありましたけれども、そういう観点で幅広く議論していくことになると思っております。そういう中で、日本に在留する外国人の方としてどういう支援ができるのかというところは議論していくべきではないかなというふうに考えております。

あと、外国にいらっしゃる難民の方について、この制度も使おうと思えば使えるという形にはなるかと思えますが、ちょっと難民向けという形での検討は行っていないという状況でございます。

以上でございます。

○田中座長 それでは、市川委員。

○市川委員 質問いたします。入る側と受け入れる側のマッチングの方法についてですが、技能実習制度の場合には監理団体があって、そこが受け入れて、そこから個別の事業者人に人を紹介していくという形になっておりますけれども、今回の新しい制度のマッチングのイメージがどうなっているのか。例えば、それはもうフリーハンドで、例えばネット上で求める人と求められる人で自由にやってくださいということなのか、あるいはハローワークのようなものが介在するのかとか、そのあたりのイメージがどうなのかということが1点。

それとの関係で、悪質な紹介業者の介在を防止するという点について、何か具体的に考えられているようなことがあるのかということがもう一点ということです。

あと、この新しい制度ということですが、前回も在留資格を創って、そこで受け入れるというようなお話だったかと思えますが、業種はともかくとして、何か1つの在留資格を創って、その在留資格の中で、その下のランク、施行規則などで業種を適宜選んでいくと、こんなイメージという理解でよろしいのかという点が3点目です。

4点目は、その業種については、必要な数を入れていくというお話だったのですが、そうはいつでも、決めたものがずっと永遠に続くということではないだろうと思えますので、どんなタイミングで見直しをしていくのか。例えば半年とか1年とかというような形で見直しをしていくのか。その見直し、あるいは選定の方法というのをお伺いできればと思えます。

○田中座長 それでは、お願いします。

○近江企画室長 御質問ありがとうございます。

マッチングについては、まだ関係省庁と明確なイメージを持っているわけではございませんが、市川先生がおっしゃったように、例えばネットとか、そういうもので、普通の雇用、就職を探すというような形での受け入れもあろうかと思っておりますし、あと日本のハローワークが介在して、しっかりと今回の受け入れの方々をマッチングしていくということも考えておりますので、今回厚生労働省とも、この制度がうまく動くようにというところで、一緒に制度所管庁として協議を行っておりますので、そういう方向

にはなろうかと思えます。

ただ、具体的にこうだというのはまだはっきり決まっておりませんが、一般の普通の在留資格と同じような形で自由に雇用契約、お互いに労働者と雇用者がマッチングしていくような形をイメージしております。

3番目にいただきました在留資格のイメージですが、これも今のところのイメージの段階でありまして、まだこれからいろいろと詰めを行っていかなければいけないところ、法制局というものもありますので、こうですというのは今現在では言うことができません。

あと、制度の見直しですが、これは対象業種の見直しというイメージだと思われそうですが、こちらにつきましてもこれからの話だと思われしますので、まず受け入れの業所管庁から御相談を受けて、一緒に業種別受け入れ方針を定めていく形にはなろうかと思えます。ただ、基本的にこの受け入れにつきましても、契約が発生して入国して来るという形になりますので、必要であれば人が入っていらっしやいますし、必要でなければ、多分契約がないので入っていらっしやらなくなるのではないかと考えておきまして、どこの段階で時限的に考えるかということですが、今のところ、これは時限的に考えるということは予定はしておりませんので、基本的には受け入れ方針を定めて受け入れを続けていくという形になろうかと思っています。

仮にニーズがなくなれば、自然に恐らく入ってこられる方もいなくなるのではないかなというふうには考えておりますけれども、ただ、何分今、ようやくここまで取りまとめた状況ですので、今後、先生がおっしゃるように、制度をどういうふうにして継続していくかなどについては、しっかり検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

○田中座長 どうもありがとうございます。

それでは、井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

私ども産業界、経団連といたしましても一昨年提言をまとめまして、日本の社会基盤とか生活基盤に必要な外国人材を受け入れるべきだという主張をしたわけですが、今回こういう形で、非常に短期間ではありますが、我々の主張にかなり合致したような方向で進んでいるということをお聞きして、非常に喜ばしく思っております。

企業にヒアリングしても、やはり人手不足のところをまずどうやって解決しようかとしているかというところ、まずは設備投資とか生産性向上を何とかしようというところと、あとは女性とか高齢者を積極的に活用していこうと、それでもやはりなお足りないという業種も、これはやはりあるようです。ただ、やはり業種によって、またこれは全然考え方とか、設備投資で補える業種もあればそうでない業種もありますし、設備投資したいけれどもできないような業種とか、そういう様々な要因がありますので、是非この業種別のヒアリングというのを、業種ごとの状況というのをよく踏まえた上で進めていただきたいなというふうに思います。

ただ、経済のほうは日々進んでいるわけで、是非とも恐縮ですがスピード感を持って対応していただきたいということもございまして、もし可能であれば、今後、恐らく立法措置が必要になってくると思うのですが、そのあたりのスピード感をわかる範囲で教

えていただければと思います。

それと、それは労働者としての外国人ということですが、一方で、外国人の方が来られると、やはり働いているのは一日のうちの3分の1ぐらいの時間ですから、そのほかの時間というのは生活者として日本に暮らす方々でございますので、生活者としての支援というのが非常に重要な課題になってくると思います。

規模感がまだわからないということですが、この次の課題に出てきますが、留学生だけでも毎年数万人増えているというような形になりますので、恐らくこの新しい制度が設けられれば、そういう単位で増えていくのではないかと思いますので、まさにこういう方々が隣に住まうというぐらいの気持ちを持って、この問題に対処していかなければならないのかなというふうに思います。その点、有為な外国人材の送り出しの広報ということだけではなくて、やはり国内の受け入れ側に対しても非常に丁寧な周知とか広報というのが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、せっかく来ていただく外国人の方ですので、気持ちよく来ていただいて、働いていただいて、また気持ちよくお帰りいただくというシステムになるように、産業界のほうもこれからもいろいろと協力をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

何かレスポンスはありますか。

○近江企画室長 ありがとうございます。

業種につきましては、ヒアリングは飽くまで代表的な業種としてヒアリングしてきたのですが、私もいろいろな業界のお話を伺って、人手は足りないけれども、やっぱりまだ外国人ではないなという業界もあったり、あとは、少しレベルは違いますが、言葉の問題でも、例えば介護や対人サービスのところはこの程度欲しいけれども、ほかはここまでいいとか、いろいろな状況が違うということがヒアリングをさせていただいて感じました。

これまでは飽くまで勉強のためのヒアリングでございまして、実際業所管も今いろいろ考えていただいていると思いますので、今後はそういう中でしっかり状況を伺いながらやっていきたいと思っております。

あとスピード感ですが、人手不足ということがあってのこの議論になっておりますので、入管としてはできる限りの早いスピード感で実施に向けて対応していきたいというふうに考えております。

あと、国内の受け入れ側のおっしゃるとおりでございまして、やはり制度をしっかりとっていただいて、間違った理解でこの制度を使われないように、制度趣旨をしっかりと理解していただけるような広報活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

○田中座長 それでは、引き続いて村上委員。

○村上委員 私どもとして考え方を述べさせていただきます。

今、井上委員もおっしゃいましたけれども、外国人材を労働力として受け入れるという話ですが、一方で生活者の側面もあります。地域の人たちと、地域で一緒に暮らすことになるわけであり、その意味で多くの国民に影響がある事柄にもかかわらず、関係機

関のみの協議で制度の骨格が決まっていくというプロセスは問題ではないかと考えております。国民生活に直結するテーマであればこそ、検討プロセスの透明性を確保することが何よりも重要で、そのことが国民の納得感を高めていくこととなりますので、今後、そういったプロセスの在り方について、是非御検討いただければと思っております。

報道によれば、毎年10万人余りの方々が入ってくるということですが、国民の理解、コンセンサスをどう得ていくのかということ、政府として考えていただきたいと思っております。

個別の課題についてですけれども、受入れ業種については、女性や高齢者の就業環境の整備などを行っても、なお外国人材の受入れが必要となる分野ということですが、人材確保の手段を尽くしたということ、誰がどのような基準で、どういうプロセスで判断するのかが重要だと思っております。業所管庁や業界団体に説明責任を委ねることではなく、政府としての業種横断的な基準を設けるべきだと思っております。その分野が本当に外国人材を受け入れなければならないほどの人手不足に陥っているのか、国内の人材確保手段を尽くしているのか、受け入れた場合の国内労働者の労働条件への影響はどうかということも考慮しないと、本当に受入れ業種が適切に設定できていることにならないのではないかと懸念を持っております。

また、人手不足対応ということであれば、これくらい足りないというキャップをはめやすいという考え方もあるかと思えます。市川委員が先ほどおっしゃったように、見直しもされないとなると、いつまでも受け入れていくという話になりかねませんので、先ほど申し上げたような業界の人手不足の状況であるとか、業界の未来の姿も考え合わせて、適宜見直していくことが必要だと思っております。

それから、日本語能力のことですが、受入れ業種ごとに業務上必要な能力水準を定めるということで、例えば介護などでも少し上乘せということでした。上乘せはいいのですけれども、それを下回るというようなことはあってはならないと考えております。報道などによれば、一部農業においては、それほど日本語能力を求めないので下回っても大丈夫じゃないかという報道もなされておりましたけれども、人を雇用した経験が乏しく、労働法の知識なども余りない農家が雇用主となるということを考えれば、農業に従事する外国人の方が自ら権利主張できるような十分な日本語能力が必要ではないかと思っております。

また、生活者として必要な日本語能力については、どんな業種でお仕事をされていても変わらないのではないかと考えておまして、ここは十分な上乘せはあるとしても、最低限必要なレベルの引き下げなどの例外を認めるべきではないと考えております。

それから、労働力不足のみに重きを置いた今回の検討ではありますけれども、外国人労働者を受け入れるということについては、言葉の問題や地域の行政であるとか社会保障や権利侵害の救済などの様々な問題がございますので、スピード感という御意見もございましたけれども、多方面の慎重な検討が必要だと考えております。

また、もう少し労働政策的な視点というものも必要ではないかと考えております。日本で働く外国人労働者の方々、現在、昨年10月時点で128万人となっております。今後新たな制度により10万人単位で増えていくとなった場合に、近いうちに派遣労働者の数も上回るのではないかと考えております。そうすると、これは労働政策的な

話でありますけれども、労働者派遣については労働者派遣法といった特別の法律がありますし、障害をお持ちの方の雇用については障害者雇用促進法といった法律がある中で、外国人の方がこれだけ増えていく中においては、今現在、雇用対策法の中で外国人雇用状況報告の届出の義務はありますけれども、それだけではなくて、外国人の方を雇用していくに当たっての事業主として最低限守らなければいけないことについて、しっかりと定めていかなければいけないのではないかと考えております。もし、技能実習等において労働関係法令違反がない、又は余り見られないということであれば、特別な法律などは必要ないのかもしれませんが、現実には法令違反がたくさん起こっております。そういうことを考えると、もう少し強制力のある措置が必要ではないかと考えておりますので、外国人指針を法律に格上げするとか、あるいは他法令を参考にして受け入れ事業主の責務を定めたり、あるいは違反した場合の罰則を整備するなど、もう少し労働政策的な施策も必要ではないかと思っております。私どもも関係省庁には申し入れていきますけれども、法務省におかれても厚生労働省と協議していただきたいと考えております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

近江企画室長、何かレスポンスはありますか。

○近江企画室長 村上先生、どうもありがとうございます。

今回、確かに本当に新しい制度ということで、政府全体で取り組んで、ルールを決めて受け入れるという形になっております。村上先生がおっしゃるように、プロセスの在り方ということが不透明というお声もあるのかと思っておりますが、この後、様々な業界、それから労使の関係、あと、私どもが法律を出すことになった場合には国会での審議等の様々な場面で御意見をいただけるものと思っております。私たちもそれをしっかり受けとめて制度をつくっていかねばいけないと考えております。また政策懇も含めましていろいろな御意見をいただいて、この新しい制度をいい制度にしていきたいというふうに考えております。

あと、業界の関係ですが、村上先生がおっしゃるように、業所管がしっかり判断をして業界と今後の将来像をどういうふうに考えていくのかというところですが、やはり将来像が見えない中で、例えになります、人が足りなくなったから、じゃ、この特例措置を試みようとか、そういう形での受け入れではなくて、しっかり将来展望を考えて、業所管と業界が人手不足を外国人でやるかやらないかというところを考えていただきたいということで、法務省もそれを一緒にやりますというスキームにしております。ですから、キャップの問題とか、あと受入れ機関の話なども、これからそのような御意見をたくさんいただくことになろうと思っておりますので、今のところ、まだそこまで検討が至っていないという状況でございますが、また考えさせていただきたいと思っております。

あと、日本語の問題につきましては、日本で労働者としてもそうですが、生活していく上での日本語の重要性というのは理解をしております。今後、在留している外国人の方々にどう日本語教育をしていけるか、充実していくかというのを生活環境の整備として考えておまして、そういう中でも、もともと日本語能力が低くても、それを在留しているうちにどんどん上げていけるような、日本語がわかるようになっていただけるようなことが重要だと思っておりますので、そういうスキームも、しっかり考えていきたいと

いうふうに思っております。

引き続き、また御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、青山委員。

○青山委員 ありがとうございます。

当所では、昨年11月に外国人材の受け入れについて大きな考え方を取りまとめた意見書を、法務省はじめ関係省庁へ提出させていただいた次第です。また、本年2月に政府における新たな外国人材の受け入れ制度に関する検討が開始されたことに伴い、本年4月に、より具体的な要望を取りまとめた意見書を改めて関係各省へ提出させていただきました。現在、政府において「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」が議論されておりますが、外国人材の受け入れ分野については、都市部と地方部の人口格差や、大企業、中堅企業、中小企業といった企業規模の視点も含め検討していただきたいと考えております。なお、外国人材の受け入れについては当然ながら国内の女性や高齢者の活躍推進が大前提であります。

加えて、新たな制度の検討にあたっては、継続的で活用しやすい制度にさせていただきたいと思っております。外国人の方々も生活者の一人であることから、単に企業、事業所のみで管理体制を担うのではなく、国の役割、自治体の役割、それから企業の役割について、より明確に議論を進めていくべきと考えます。当然のことながら、企業における役割も存在しますが、基本的には国や自治体が主体となり、その上で企業も連携のう え対応を講ずることが必要であると思っております

なお、御参考になりますが、超党派の議員で構成されている「日本語教育推進議員連盟」では、今般、「日本語教育推進基本法政策要綱」を公表されました。この要綱では、我が国に定住する外国人に対して、国、地方自治体が日本語教育の推進に関する施策の責務を有するということが明記されております。正にこの考え方は、一つの方向性を出していると捉えられるので、このような考え方を参考にしていくべきであると思っております。

いずれにしましても、ヒアリングや実態の調査については、関係機関、関係団体、企業に対し、詳細に実行していただくということをお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますか。

では、ロバーツ委員。

○ロバーツ委員 今の青山委員の御発言にとっても賛成です。つまり環境整備については、例えば企業の役割ですと、どのように外国人の人たちを教育するのか、いい仕事の経験をできるようにするのか、お給料がちゃんと支払われるのかなど、そういうことであると考えています。それは企業の役割だと思いますが、自治体等においても、例えばコミュニティー参加が考えられます。この外国人たちが生活者であれば、コミュニティーの人たちと、例えばバーベキューをやったりスポーツをやったり、何か自分が日本の社会

のメンバーとして参加できたという実感がなければ、余り充実した気持ちになれないと思います。これはコミュニティーのレベルで作れるのではないかと私は思います。あと、宗教についても同様ですので、それも一つの生活者として、そういう整備も必要かもしれないと考えます。

それから国の役割については、個人的な意見にはなりますが、国がお金を掛けてしっかりした日本語教育のプログラムを作り、制度化すべきと考えます。自治体だけではそのお金がないですし、企業もそのお金はなく、制度のことも分からないと思います。ですので、どういうふうに日本語を外国の方に教えるのか、それは国レベルで専門家を雇って教科書を作るなどといったしっかりしたプログラムを作れば本当にいいと思います。

先日、フランスから帰ってきたばかりですが、フランスでは国がそういうことをやっています。しっかりしたフランス語の授業を住民に提供しています。なぜかという、それをしない限りうまくいかないと考えているからです。それから、ステップアップにもつながります。その人たちがモチベーションを持ってステップアップしたいならステップアップできるようになっています。ですので、是非このプログラム作りをお願いしたいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、野口委員。

○野口委員 私からは一言だけお願いです。新しい制度の設計に当たっては、よくよく議論を尽くしていただきたいということと、それから、行政の決定事項に委ねるとしても、それ相応の手續保障というか、透明性を確保するような決定のプロセスというのをとっていただけるような仕組みにさせていただけたらというお願いです。

以上です。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

では、奥脇委員。

○奥脇委員 今度のこの制度改革の方向は、今までと比べると相当、一歩も二歩も踏み込んだものであるし、また、そこで何を配慮して扱わなければならないかということについての御指摘も、それぞれ非常に広く項目としては重要なものを取り上げているということがよくわかります。ただ、全体の大きな枠組みとして見ると、基本的に「移民政策ではない」とか、「期限に上限を定める」とか、あるいは「家族帯同を認めない」とか限定が付けられており、将来どういう方向へ持っていくかの展望や政策とはつながらない問題になってしまっているのではないかと。つまり、ある意味では人手不足でお尻に火がついて、やむを得ずそう持っていくのだと。そうであるならば、それはそういう言い方をした上で最大限努力するというふうに言えばいいわけですが、ただ、それでは困るところというのはやっぱりあって、例えばそんなような期限の上限があるとか、家族も連れていけないというようなことだと、恐らく優秀な人材を集められない。韓国とか、そういうところと競争していかなければいけないというのがはっきりしている中で、どこまでそれで優秀な人材が確保できるのか、こういう問題がある。

他方、先ほど、いわば期限の上限があって、期限が来たときにどうするかという、つ

まり、これについても御説明の中では、契約ベースでやれば、基本的には人手不足が解消されていけば自然に消滅していくと、こういう若干楽観的な御説明があったと思いますが、そうでないことはこれまでの歴史が証明しているわけです。ヨーロッパ、フランスの移民の問題についても、フランスがそれだけやるというのは、今までやっていなかったということであり、フランス語をしゃべれない人が非常に増えてしまったということも多いわけですし、あるいはドイツなんかは、それは前から随分手を尽くして初等教育の段階からやっていたと思うのですけれども、それでもやっぱり国内の様々な政治的な意見というのは、帰ってもらおうと、こういうふうに言うのだけれども、なかなか帰っていただけないわけですね。そのときにどうするか。不法残留者が増えていくということになると、その対応は今まで以上にものすごく大変なことになってくる。それを本当に法務省は全部できるのかと、こういうようなことも考えながらやったほうがよろしいと考えています。

ですから、結局人手不足対策というのは確かにそのとおりで、日本の経済規模を維持していくとなれば、イノベーションで機械化を進めるか、人を増やすか、どっちかしか解決のしようがない。人を増やすといっても急に人は増えないわけですから、やはり外から導入せざるを得ない。それは確かにそのとおりなのだけれども、それが前提になると非常に危ないなという、こういう感じがして、そのままにしておけば、人が要らなくなったら差別主義が横行しかねない。こういうことに対する手当てをちゃんと打ちながら、人々の考え方を変えながら、どのようにやっていったらいいかというところがある。考え方を変えていくのはそんなにお金がかからないと思うんだけど、最も難しいことだと思うので、そこをどうするかということもあわせて考えていく必要があるのではないかと、こういうふうに思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

では、高橋委員。

○高橋委員 私は、新しい制度が作られることに賛成です。今のおっしゃった論点は非常に実は深いところで、日本は、このままいけば凄まじい労働力不足になって経済が立ち行かないということはかなり明らかだろうと思います。今、政府は、長期的には人口を増やすこと、それから短期的には労働参加率を上げることをやっていますが、相当長きにわたって人手不足が続く、構造化していくことは不可避だと思います。したがって、労働力不足を埋めるという観点から今回のことをやるということ自体は、私はそれは正しいと思うのですが、ただ、おっしゃったことと絡みますが、労働力として受け入れるということをやると間違えると思います。やはり労働者として受け入れる。短期的には期限つきかもしれませんが、その方たちが定着するということも十分考えながら労働者として受け入れるということ念頭に置いて議論を進めるべきではないか。そうしますと、やはり大事なことは、いつも言われることですが、日本人と同等以上の報酬の確保等々、要するに労働者としての権利が守れるかどうかというところがポイントだと思います。その点、例えば賃金がどの程度払われるか。企業がやはり外国人労働者を受け入れるに伴うコスト分は、その分はコストアップになるので賃金を削るというようなことをもしやってしまったら、これはもう大変なことになるわけで、では、そのコストは誰が結局負担するのかということになれば、やっぱり自治体や国がきちんとあ

る程度負担していくという制度を作らなくてはいけない。そういう意味でも、支援の体制というのをやはり法務省できちんとやっていただきたいということ。

それからもう一つは、支援と、それから私、雇用管理というのはコインの裏表だと思います。新しい制度によって入ってくる方たちというのは恐らく兼業、副業は認められないと思います。それから、もちろん起業することはいいにしても転職は簡単ではないと思います。そういったことを考えると、やはり外国人労働者としての管理が必要になってくるわけですし、できればマイナンバーみたいなものをもって統一的に管理する、あるいは支援も含めてワンストップで管理するというようなことが必要になると思うので、その辺の入国管理ではなくて在留管理をどうするのかというところで、法務省のガバナンスが非常に必要とされるのではないかと思います。厚生労働省とか自治体との連携と言えば言葉は美しいですが、よくある話が、役所と役所の谷間に落ちこちてしまってガバナンスが発揮されないということが多々あるので、私は是非とも法務省にガバナンスを発揮していただきたいなというふうに思います。

それから、短期的なお話になりますが、慎重な検討が必要であることはもちろんだと思いますが、一方で、例えば介護の現場などを見ると、箱物をたくさんつくっても介護の人材が全く足りない。ここは待たなしの状況になっているわけですし、そういう意味では、私は、ある意味でのスピード感というのも同時にやっぱり必要だというふうに思いますので、スピード感を持っていただきたいというふうに思います。

最後に、後ろのところで留学生のお話が出るとありますが、これから留学生も日本に定着していただくということを考えると、留学生というのは、そういう意味では雇用のまき入り口にいる人たちでもありますので、留学生に対する管理というか、どうやって日本で過ごしてもらうのか、支援と、またこれも管理の裏表になると思いますが、その辺のところからもう始めて考えて行かなくてはいけないのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

では、岡部委員。

○岡部委員 ありがとうございます。もうほとんど全ての委員の方が、私が申し上げたいことをもっといい形で代弁していただいているのですけれども、特に奥脇先生がおっしゃったことに付け加える形になります。しっかりとした制度をつくっていこうという意欲も一方で感じますけれども、他方で、皆さんが異口同音でおっしゃっているように、人手不足に早急に対応するためという目的がどうしても大きくあるように思います。ですので、二つが矛盾しないような形で進めるために、もう少しパイロットプロジェクト的な要素があったほうが無難なのではないかという気がいたします。

もう一点申し上げたい。ヨーロッパを初め諸外国が行ってきた道は全て失敗の道であったと言っても過言ではございません。残念なことですが、我が国はどうしても失敗の部分に目を向けずに、他国が導入していたころの、しかも上がり調子の時点の状況だけを歴史として学び取って、それをフォローしているような印象を受けます。ですので、日本が新しい方向に進むのであれば、ほかの国がなぜ失敗したのかということにももう少し慎重に目を向けたほうが良いのではないかなというふうに思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

市川委員。どうぞ。

○市川委員 これは意見ですけれども、支援に関しては私も皆さんのおっしゃることと同意見で、短期、5年とはいっても、非常に長く生活をしていくことになりまして、その後、残っていかれる方もあり得るということを考えると、支援ということが必要だと思います。ほかの国の失敗もあるとは思いますが、失敗した理由の一つというのは、労働力としてだけ受け入れて生活者という側面を当初は余り考えずに、とにかくすぐ帰ってもらうのだから、そんなに面倒見なくてもいいよということでやり始めたことが一つの失敗の原因になったというところもあったと思います。ですから、今、各国それを手当てして、言葉を教えたりとかということをやっているから、日本も、もっとそれを早目早目にやるべきではないかなというふうに思います。

そういう意味で、皆さんおっしゃるように、国と自治体の役割というのは非常に重要だと思いますし、一定の財政負担というものを考えていかないといけないのではないかなというふうに思っています。

あと、村上委員がおっしゃったように、やはり透明性も必要なことですので、特に支援の関係ですとか労働条件の問題に関しては、組合だったり自治体であったり、あるいは国際交流協会であったりとか、そういった支援団体の意見というものもきちんと聞いていただきたいと思っております。

それからあと、先ほどのマッチングの関係なのですけれども、なるべく透明性があって、しかもできるだけ公的機関が関与するやり方のほうが、ブローカーの介在を排除するという意味ではよいのではないかなと思いますし、そういう意味では、今回転職も自由だということになるとすれば、ハローワークの役割というのがより大事になってくると思いますので、ハローワークであったり、場合によっては外国に出先機関をつくる。韓国などはそういうことをやっていますけれども、そういうことも含めて公的機関がきちんとコントロールするということを考えたらどうだろうかというふうに思っています。

○田中座長 どうもありがとうございました。

座長代理、よろしいですか。

○安富座長代理 1点だけ、こういう制度ができることは、これからの日本にとって望ましいことだと思うのですが、光と影といいますか、日本の治安とか安全に与える影響とか、そういう面もやはり考慮しながら、制度をつくっていかねばいけないのではないかと、一言申し上げさせていただきます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

いろいろ御意見がありましたけれども、近江企画室長あるいは和田局長から何か御発言がございませうか。

○和田入国管理局長 一言だけ。大変貴重な意見をいろいろとありがとうございました。我々も関係各省と様々な観点から御議論をさせていただいておきまして、また、今日いただいた御意見も踏まえまして、議論を更に進めていきたいと思っておりますし、具体的な制度設計は今からですので、またこの場等でいろいろな意見を頂戴したいと思っております。

また、加えまして、この制度が本格的に動き出すというようなことになりましたならば、在留外国人の方の数が相当増えるというような形になるかと思えます。そうやってきたときに、まさに今、いろいろと言われた生活者としての外国人の方に対して、どのような形で法務省が取り組んでいけるのかということも、法務省の役割、外国人行政の中で果たすべき役割というようなものについても、皆様方から御意見をいただきながら今後の進め方を考えてまいりたいと思っておりますので、ますますこの政策懇談会の場の先生方の意見をいろいろとお伺いする機会が増えていこうかと思っておりますので、ひとつ今後御協力をよろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。

3 留学生に係る資格外活動許可違反の防止に向けた取組について

○田中座長 それでは、次の議題で、留学生に係る資格外活動許可違反の防止に向けた取組について、丸山入国在留課長から御説明をいただきたいと思えます。

○丸山入国在留課長 入国在留課長の丸山です。

それでは、簡単に御紹介させていただきたいと思えます。

お手元の資料で、留学生に係る資格外活動許可違反の防止に向けた取組ということで、主に現状について御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

これは、左側が日本語学校も含めた在留資格「留学」の新規入国者数の推移、向かって右側が在留者数の推移でございます。御覧のとおり、平成15年から16年頃、1回入国者が減っておりますが、これは当時、不法残留者が相当数に上っていた、あるいは、当時留学生の凶悪犯罪とかが結構起きた頃で、入国審査を厳格化したという影響が出ております。あとは平成23年の東日本大震災の影響で入国者が一旦減少しておりますが、現在は急激に増加している状況が見てとれます。

下の欄が、それぞれの国籍別の推移でございます。御覧のとおり、左側、入国者のほうは中国がまだ一番ではございますけれども、ベトナム、ネパールというところが急増しているところでございまして、平成25年と29年を比べますと、ベトナムが1.8倍弱、ネパールも同じように1.8倍を少し切るぐらいの伸び方でございます。

右側の在留者で見ますと、その傾向が一段と強くなりまして、中国は1.2倍程度の伸びでございますが、ベトナムは3.4倍、ネパールが3倍ぐらいというところでございます。

1枚めくっていただきますと、留学生の不法残留の状況とか刑法犯の検挙件数などの資料でございます。

不法残留者、実は従前はかなり多くて、国全体で30万人近くいた時代もございました。この表では20年前の平成9年から作成しておりますが、当時は全体では20数万人ぐらいいた時代だったと思えます。その後、摘発の強化であるとか入国審査の厳格化等により徐々に減少してきたところでございますが、近年、若干増加に転じているところでございます。従前に比べれば、まだ絶対数は少ないのですけれども、増加傾向が見てとれるということで、今後対応していかなければいけないと思っておりますのでござい

国籍別ですが、従前の不法残留者は中国が圧倒的に多いということで、中国が主流でございましたが、御覧のとおり近年はベトナムが急激に伸びています。入国者が増えていることも影響していますが、やはり日本に行けば稼げるよみたいな仲介業者等を初め、そういった方たちの言葉を信じて、働くために来ているという方も結構いらっしゃるという現状があるかと思えます。

左下、新たに不法残留となった留学生について学種別で集計しております。平成28年に新たに不法残留となった留学生は1,737人ですが、その約半分が日本語教育機関で、あと3割強が専修学校、残りの2割弱が大学というふうになっているところでございます。

あと、棒グラフのほうは、これは全在留資格を通じて刑法犯の検挙人員ということで、警察庁の資料に基づき作成しております。若干増加傾向で、留学については下の折れ線でございますが、これも若干増加傾向にあるところでございます。

あと、資格外活動許可の状況でございますが、学生は、学校に行って勉強することが当然本来の活動でございます。他方、その中であって報酬を得る活動をするためには、あらかじめ資格外活動許可を取っていただくということでございますが、そんな中で多くの場合は、留学生の場合には週28時間以内、夏休み等の長期休業期間中については1日8時間以内という許可をしているところでございます。業種的には風俗営業関係を除けばどのような仕事でもいいということで、幅広く認めているところです。

あと、昨年末で留学生在留者は約31万人でございますが、このうち約9割の方が資格外活動許可を持っておりますので、かなり多くの方が資格外活動に従事されているという状況かと思えます。

あと、事前の説明のときも御質問等があったようですけれども、この状況をどこまで入管で把握できているかというところでございますが、入管のほうで把握できますのは、特定の留学生が資格外活動の許可を持っているかどうかということと、あと、厚労省から来ます雇用状況届出での突合の中で、どこで働いているのかということ把握しております。他方、事前に入管のほうへ直接、どこで働いているかということ届け出るような義務は現在のところはございませんので、例えば複数の届け出があるようでしたら、28時間を超えている可能性が高いのではないかと、あるいは、在留期間更新許可申請のときに収支の状況を確認しております。どれぐらいの年間の収入があって支出をしているか、その中で余りにも収入が多いような方について、資格外活動が許可の範囲を超えているのではないかとというものについて、個別に雇用主のほうに労働時間数等を確認するという形での把握に現在のところはとどまっているところでございます。

1枚めくりまして3ページ目でございます。

これは、事前の説明の際に、何で入管が日本語教育機関の設立に関与しているのかということ少し説明したほうがいいのかという御指摘があり、付けさせていただいております。

現在のところ、大学とか専修学校等であれば、恐らく学校教育法とか、そういった文科省の法律のほうで一定の縛りのようなものがあるかと思えますが、日本語教育機関については、そのような包括的に対応する法律がございません。そんな中で、他方、留学生を受け入れるという観点から、法務省の立場からどういった日本語教育機関であれ

ば留学の在留資格を認めるかということを示すために、法務省の告示に別途日本語教育機関を掲げているところがございます。現在のところ683機関でございますが、この開設に当たりましては、従前は法務省とか文科省が関係していた財団法人のほうで設置の基準というものを踏まえて適格性を審査しておりましたが、やはり一財団法人の決定に従って告示をするのはいかなるものかということが民主党政権のときに指摘がありましたので、現在、平成24年以降は御覧になっていただいているような流れ図でやっております。

まず、開設を希望する方が地方の入国管理局のほうに開設を、いついつ、こういう日本語教育機関を開きたいという御希望を出していただく。その後、法務省のほうでは、点線にくくっておりますけれども、校地・校舎、あるいは教室等のハード面について実地確認を含めて基準に適合するかどうかということを確認する。その後、文科省のほうに書類を送りまして、文科省のほうでは有識者へのヒアリング等もされた上で、校長とか教員の資格は大丈夫なのかとか、あるいは授業の科目が適切に設定されているのかという、いわゆる教育の質のほうを御確認いただくということを行っています。それらを踏まえて、最終的に法務省が告示をするかどうかの判断をするというような枠組みでやっております。

実は、この四角で囲んでいるところですが、これについては一昨年、平成28年7月に法務省のほうで、文科省の意見も聞いた上で日本語教育機関の告示基準という形でお示ししているところがございます。これは基準とはいえますけれども、告示に当たってのガイドライン的なようなものがございます。こういった形で日本語教育機関の告示をした後に、留学生の受け入れが可能になるという仕組みでございます。

では、1枚おめくりいただきまして4ページ目でございます。

今御紹介しました日本語教育機関の告示基準、どんなことが書いてあるのかというのは上の段に記載のとおりでございます。設置者等の欠格事由ということで、入管からの立場で見ますと不法就労助長行為等、不適切な法令違反等がないかどうかということであるとか、あるいは、入学者の募集とか選考をきちんとしてくださいということ、あるいは適切な在籍管理ということで、1か月の出席率が8割を下回るような生徒に対する改善指導であるとか、退学した、あるいは出席率が5割を下回るような生徒についての入管への連絡、あるいは資格外活動許可の有無及び内容を把握し、入管法令に違反しないよう指導していただくということを書いております。

あと、告示後のフォローアップとしては、この基準に適合しているということで告示に載せるわけですが、後日、やはり基準に適合しなくなったところが出てきた場合については、まずは適合するように改善を促すわけですが、それでも改善できない場合には告示から抹消して留学生の受け入れを認めないというような構造になっております。

あと、真ん中の欄ですが、日本語教育機関における在籍管理状況を判断する指標ということでございます。実は、日本語教育機関を認めた後、年に4回ぐらい留学生の入学時期がございます。それに当たっては入国の審査をするわけですが、ポイントとしては、日本語能力が一定程度あるとか経費支弁能力があるかということになるのですが、全ての学校、教育機関について同じような対応が余りにも件数が多いのでできな

いということがございまして、二つの視点から分けております。一つは、在籍者数に占める新規に発生した不法残留者等の割合が5%以下かどうかというあたりで線を引いて、日本語教育機関の在籍管理の状況に着目して、適正校か、非適正校かという線を引くということと、あとは、入国希望者の国籍とか地域を勘案して、不法残留者の発生状況であるとか経済水準の違いなどを考慮して慎重審査、簡単に言うと書類を多く求める対象にするか、しないかというような区別をしているところでございます。

それが下の欄の右側に棒グラフになっておりますが、実は適正校というのは二つに分かれていて、不法残留者が3%以下、青字のもの、あと不法残留者が3%超というのが緑色になっていて、ここはいわゆる適正校扱いなのですが、3%を上回るか下回るかで提出書類の多寡をちょっと分けているというところがございます。あと、黄色の部分が非適正校ということで、不法残留者5%を超えるようなところになっています。こういったところについては、在留期間も短い期間しか許可しないといたことをしながら改善を促すということをしております。

下の左側が日本語教育機関の推移でございます。告示というのは平成2年から始めておりますが、その当時は400ぐらいですかね。以前、赤いものと薄い青色がございまして、赤色が従前の在留資格で、いわゆる「就学」と言っておりました。これが日本語学校と一般的に言われたところですが、従前の40とか50ぐらいで推移しています薄い青色のところですが、これは専修学校で日本語教育をもつぱらされているところ、これが平成22年7月の法改正により一本化されて、現在全て「留学」になっております。ただ、この4、5年、急激に増加しております、現在683という状況でございます。

こういった状況を踏まえて、問題点としては、やはり日本語教育機関がこれだけ増えてきますといろいろなところがありまして、学校ぐるみで資格外活動許可を大幅に超える、こういうような事案も発生して、警察に摘発されたような事案も複数発生しているところでございます。また、留学生の中には28時間の制限を大幅に超えて就労しているような事実も一部確認できております。

対応としましては、教育機関における入学者選考とか在籍管理をよりしっかりしてくださいであるとか、入管のほうでは資格外活動許可の制限時間を大幅に超えて稼働したような留学生について、入管の処分を通じて厳格な対応をしていくということをやっていくこととしております。

このほかにも、やはり本国で正確な情報に接しない、日本に行ったらたくさん稼げるよといったような間違った情報に基づいて来られる方もおりますので、そういった悪質な紹介業者に対して、相手国政府の協力を求めてどのように対応していくのかであるとか、あるいは、資格外活動の状況、先ほど言いましたように、どこでどう働いているかというようなことを、入管としては今、直接すぐ把握できるような仕組みになっておりませんので、このあたりをどう対応していくのかということも、早急にやれるものと、ちょっとお時間がかかるものがあるかと思えますけれども、法務省としての検討課題として考えているところでございます。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、この件に関しまして質疑、あるいは御意見の提示というようなものに移り

たいと思います。

では、高橋委員。

○高橋委員 差し障りがあるかもしれませんが、ベトナムの人たちが日本語学校に行って、実際は就労目的であると。そこをこうやっているいろいろ管理したとしても、彼らが勉強しないことには変わりはないわけですね。全く日本語を学ばないで、日本語ができずにそのまま帰っていくようなことが許されている。

何を申し上げたいかという、日本語学校に対して学生の管理についての質を求めるといことです。例えば不法残留者が何%以下であるというようなこと等というのは、これは日本語学校に対して学生管理を求めているわけですが、一方で、日本語学校の学校としてのレベル、教育機関としてのレベル、これは誰が問うているのでしょうか。文科省でしょうか。文科省は、日本語学校の質についてきちんと管理をしているのかどうか。私は、それは文科省がやるべきことではないかと思うのですが、できているのかどうかということ、多分やっていないからこういう問題も起きている。すなわち勉強しなくても済んでしまうということになっているのではないか。そうすると、少し怖いのは、法務省と文科省の連携のところで、やはりこれも真ん中に落ちている例ではないかなという気もするのですけれども、それについては法務省に文科省のことを伺うのも何ですけれども、文科省はちゃんとその辺は管理しているのか。あるいは、やっぱり手薄なのか。それを教えていただきたい。

○田中座長 どうでしょう。

○丸山入国在留課長 実は、どうも入管の立場からだと在籍管理のほうしか御説明できないので申し訳ないのですが、なかなか文科省のほうが、この日本語学校というのを学校教育法なり、そういったものに位置づけようと今のところしてくれていないところがありまして、どうしてもまだ結果的に法務省が前面に出ざるを得ないというところ。今御指摘があったとおり、質の確保というのは、これは法務省ではいかんともしがたいところがあるのですけれども、今後また日本語学校をどうするか、超党派による議連でも御議論があるところですので、そういったところの議論も踏まえて、文科省も是非巻き込みながらやっていかなければいけないところだと思っています。

○高橋委員 例えばですけれども、半年とか1年ごとに学生の日本語能力を何か統一テストするとか、何か教育の成果が上がっているのかどうかということを外から評価する指標なりKPIが必要なのかなという気もいたします。

○田中座長 その他、御意見ございますか。

滝澤先生。

○滝澤委員 新しい制度が本格化すれば、日本で働きたいという人が増えると同時に、副次的効果として、留学生として来て実際には働いているというような問題が抑えられるかということに関心があります。法務省的にはどういうふうにもそこを読んでおられるのか。もしそうであれば、それはいいことだと思います。ただ、日本に留学したときに勉強の代わりに働いているだけでもいいみたいな、留学生制度の本質的にかかる問題は残りますが、ともあれ留学生制度が労働力不足対策として使われることは減る可能性があるかと思います。そこら辺、どういうふうにも思われているか。

もう一つは、単純労働者受け入れないという建前のなかで、難民申請ルートを通じて

稼働目的の人が押し寄せる難民認定制度の「濫用問題」があるわけですね。ですので、今回の新しい制度は、うまくいけば留学制度だけでなく、難民認定制度にも圧力を減らす、濫用を減らすという効果があるのではないかと思うのですが、どういうふうに見通されているのでしょうか。

○丸山入国在留課長 新しい制度の影響でございますけれども、これはまだ検討中のことですので何とも確定的には言えませんが、いろいろな国会議員の先生方に説明している雰囲気からしますと、昨年ぐらいまでだと、どちらかという留学生のアルバイトをもっと増やせないのかみたいな感じの話があり、こちらからは、なかなかその辺に関して簡単にできませんみたいなやり取りが多かった気がします。今でもそういう先生方はいらっしゃるのですが、どちらかという新しい制度の話が出始めてからは、やっぱり人手不足対応はそちらでやるんでしょうと。だから、留学生は飽くまで留学のルールをきちんと守った中で、働いてもらうということで、きちんと整理をしていけばいいのではないかというような形で賛成する先生方が少しずつ増えているように感じておりますので、当然新しい制度ができた暁には、留学は留学で、人手不足対応は人手不足対応の制度でということできっちり分けていけるようになれば、留学生の問題もより良い方向に変えられるのではないかというふうに期待しているところでございます。

○近江企画室長 今の入在課長の説明に追加いたしますが、確かに滝澤先生がおっしゃるように、若干重なっている部分もあろうかと思いますが、私たちのイメージとしては、留学生の資格外活動は、どちらかというコンビニのバイトとか、そういう方々が非常に多くいらっしゃるというふうに思っています、今回の受け入れの場合は若干技能レベルというものがもう少し高いものですから、完全に代替なのかというところからしますと、すっぱり代替するものは多分ないのではないかとはおもっておりますが、一部もしかしたら重なる部分がありまして、その分はこちらの新しい制度に行くのかなというところも考えております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

では、村上委員、どうぞ。

○村上委員 2点申し上げます。

厚生労働省では職業紹介事業や労働者派遣事業について許可制をとっていますので、その審査の業務に携わっているのですけれども、その中でよく日本語学校が職業紹介事業の許可を取ったり、派遣事業を行ったりすることが時々あります。卒業生を紹介することはあると思うのですけれども、在学中から行っているようなところも時々見られますので、教育機関としての役割を果たしているのかという点について、高橋委員からも先ほどございましたように、しっかり見ていただくような仕組みを是非御検討いただければと思います。

それから、4ページの告示基準の在留資格に係る主な要件について、適切な在籍管理ということで、出席率が悪い生徒を指導することと、出席率が5割を下回る生徒については入管に報告するとあるのですが、そもそも全件報告するようしておけば、虚偽の報告があった場合に、その学校に対して指導するなり、あるいは許可しないということもできるのではないかと思います。地方組織から意見を聞くと、日本語学校ができたけ

れども、初めは生徒がいたが、もう誰もいないというような声もよく聞きますので、そういった5割を下回る生徒がいたら入管報告ということではなくて、状況について全部報告するというようにしておいてはいかかがということで、御検討いただければと思います。

○田中座長 どうもありがとうございます。

これについては何かありますか。

○丸山入国在留課長 5割のところは、これは極端に出席状況の悪い生徒がいればすぐ報告してくださいという位置づけになっております。他方、出席状況については、少なくとも在留期間の延長の手续とかには全て出しているところがございます。他方、そのほかにも、日本語教育機関に対して抜き打ちで調査をすると、余り授業をきちんとされていなかったりということがございますので、こういった報告とあわせて、抜き打ちでの調査をしていくかということはしっかりとやっていきたいと思っております。

○田中座長 では、野口先生。

○野口委員 今の点にもかかわるのですけれども、先ほどの話を伺っていると、改善できない場合は告示抹消ということでお取り計らいをされているということですが、今までのぐらいの抹消例があったのかという話はお伺いできそうでしょうか。

○丸山入国在留課長 実は最近、抹消自体は少ないのですが、抹消の前に、何か問題が起きると自ら学校を閉鎖という形にされるところがございます。ただ、この増加のスピードを見ていただければわかりますとおり、新規にできるほうが圧倒的に多くて、やめますというところも年間まだ1桁ぐらいだと思います。他方、この告示基準は一昨年7月につくりまして、既存校、その当時できていた日本語教育機関についても、現在のところ、今年7月末までに新しい基準に適合しないと新規の受け入れは認めないという方針で現在移行作業中です。文科省のほうもかなり細かく見てくれていますので、まだかなりの部分が移行していないところがございます。中には、これを機会に一旦学生募集はやめて、ちょっと仕切り直しをしますというところも出てきているところがございます。そういうことで、抹消自体は今たくさんあるわけではございませんけれども、この新しい基準にもし変更等があれば、法務省のほうで適合性を再度チェックするという仕組みを新たにつくりましたので、そういった中できちんとやっていきたいと思っております。

○野口委員 今までの3人の先生方のお話とも重なるのかなと思うのですけれども、こういうときにどうしても行政法なんかでは取り締まるという側面から考えてしまうのですが、少し考え方を変わると、質のよい学校を伸ばしていくにはどうしたらいいのかと考えていくと、前半の話にあった在留支援チームというのですか、よりよき在留を確保するためにいろいろと検討しているとのことですので、そういうような議論の中で自治体もチームに入れて、日本語教育機関もよい経営をされているところをチームに入れて、ますます日本語能力を高めていただくようなチームの一員なんですというふうに位置づけ、よい業者さんを伸ばしていくことによって悪質な業者さんを淘汰していくという、そういうやり方を同時並行で考えていかないと、恐らく今の文部科学省と法務省の難しいやり取りの中、法務省が幾ら頑張っても教育の質を高めるということになかなかメスを入れ切れない部分は残ってしまうと思っておりますので、これからますます増えて

いくということであれば、そういうような方向転換も考えられるのかなというような感想です。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、意見ございますでしょうか。

それでは、明石委員。

○明石委員 今までの委員の御意見に一つ一つ賛同しておりますところですが、教育の質を問うた場合に、送り出し側、あるいは日本で働くことを主目的にして来日している方にとって、日本語の教育の質に対する改革というのはどのように映るのかというのは、読みにくいところです。現地の状況を見ていると、出稼ぎで働くという意識が強く、そのためのルートとして留学、日本語学校で学ぶ、あるいは技能実習、今度新しい枠ができればそれも含めて比べられるということになるかと思えます。つまり、借金をして日本に来る立場からしてみると、どれぐらい費用が抑えられて、どれぐらい日本で収入を得ることができるかという計算があって来日すると思われます。その場合に、送り出す現地社会の側に介入するのは難しいのですが、悪質なブローカーの介在をどれぐらい防止できるかということに関しては、もう少し積極的な対応があったほうが望ましいと考えます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、ございますか。

市川委員。

○市川委員 私も明石先生の意見に賛成で、ベトナムやネパールの現地に行った人のお話を聞くと、日本語学校のようなところが留学生とか技能実習生を募って、これだけ出せばこれだけもうかるよというような宣伝をしているところが多いというふうにも聞きます。彼らがそれだけお金を出して日本に来た以上は、どうしてもそれ以上は稼がざるを得ないということになると思えます。そういう循環をどこかで断つためには、送り出し国側の規制というのも考えていただく必要があると思えます。これはなかなか難しいテーマですけれども、広告宣伝の仕方の規制であったり、そういったものを相手国との協調のもとでやっていただくというのも一つ必要なことかなというふうに思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

私からは、前にも申し上げたかもわかりませんが、やはりパブリックポリシーというものも、名実というものが余り乖離しているのは望ましくないわけで、今日議論させていただいた前半の議論も、まさに必要性に応じて制度を正道でつくるということからいうと望ましい方向だと思っておりますが、技能実習並びに留学生のアルバイトというのは、いささか名実の乖離が甚だしい事例ではないかというふうに思われるわけでありますけれども、これをどうやって世の中の状況とパブリックポリシーのコンセプトがぴたりするのかというのは、今後、是非検討していかなければいけないと思えます。

今となっては振り返ってみると何ですけれども、在留資格の「就学」というのを「留学」に一本化したときに、何で日本語学校を学校教育法に位置づけなかったのかと、私にはとても不思議であります。ですから、留学というコンセプトである以上、留学をする相手は学校でなければいけないので、その学校はやっぱり学校教育法に位置づけられるべきだと思うのですが、これを直ちに今、法務省から文科省に、あのときはどうなっ

ていたんだと文句を言っても難しいかと思いますが、日本政府全体として見ると、やはりそのあたりの名実をちゃんとはっきりさせなければいけない時期に来ているかと思いますが、今回、前半の議論であったように、新しい制度によって外国人の方が在留し生活者としていていただく人々にはちゃんと日本語も勉強していただくということであれば、政府全体として、今のこの日本語学校の在り方等も含めてもう一度見直すべく、議論を法務省からリードしてもらえるとありがたいと私としては思っております。

それでは、大体本日の議論はこのぐらいだと思いますけれども、何か先生方、特に御発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

4 今後の予定等について

○田中座長 それでは、次回の予定等について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 次回の開催予定について御説明申し上げます。

第12回会合につきましては、現在日程調整中でございますけれども、9月中の開催を予定しております。議題につきましては、座長、座長代理とも御相談させていただいた上で、日程等が確定し次第、改めて皆様に御連絡差し上げたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

5 閉 会

○田中座長 それでは、先生方、どうもありがとうございました。これで会合を終わります。

—了—